

## 近江地域学会規約

### (名称)

第1条 本会は、近江地域学会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、滋賀県内地域における課題解決に取り組むさまざまな主体（市民、事業者、行政、研究者、教育者、学生）の発想、見識、経験の対話・交流を通じて、近江地域の振興とよりよき未来の創造に寄与することを目的として、滋賀県立大学が設置する。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題解決研究および活動に関する成果の公表ならびに地域フォーラム等の開催
- (2) 地域課題解決に向けた研究会等の運営
- (3) 会員間の情報共有および交流事業ならびに国内外の地域研究ネットワークの形成
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 近江地域に関わる地域課題の解決に向けて意欲を有し、本会の目的に賛同する者
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同する学生
- (3) 滋賀県立大学会員 滋賀県立大学に所属する教職員
- (4) 賛助会員 公共団体、民間企業、非営利法人などの団体で、法人として地域活性化に関心と熱意を持ち、恒常的に本学会の活動に参加できる社員等を派遣できる者

### (入会)

第5条 本会への入会を希望する者は、所定の手続きを行い、会長の承認を受けなければならない。

### (退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2号および第3号に定める会員が、その身分を喪失した場合は、前項に関わらず退会となる。ただし、引き続き本会への入会を希望する場合は、前条に規定する手続きを行い会員となることができる。
- 3 会長は、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会の承認を経て退会させることができる。

### (役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 10名以内
- (3) 監事 2名
- 2 会長は、滋賀県立大学学長とする。
- 3 理事および監事は総会において選任し、任期は1年とし、再任を妨げない。

### (評議員)

第8条 本会に、本会の運営等に関して助言等を行う評議員をおく。

- 2 評議員は、地域課題解決に向けた研究または実践活動に関して高い見識もしくは優れた実績を有する者から、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 評議員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

### (議決および執行機関)

第9条 本会に総会、理事会を置く。

- 2 総会は会員をもって構成し、本会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。
- 3 理事会は本会の事業と運営の責任を負う。

### (総会)

第10条 通常総会は、毎年1回、会長が召集し、次の事項を処理する。

- (1) 事業計画および事業報告
- (2) 役員を選任
- (3) その他理事会あるいは総会において必要と認められた事項
- 2 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、会長がこれを召集することができる。
- 3 会長は、総会の議長となる。

### (理事会)

第11条 理事会は、会長が召集する。

- 2 理事会の議長は会長があたる。

### (運営委員会)

第12条 本会の事業等の企画運営を行うため、運営委員会をおく。

- 2 運営委員は、理事会の承認を得て、会長が会員（賛助会員が派遣する社員等を含む。）の中から指名する。
- 3 運営委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

### (事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、滋賀県立大学地域共生センターに置く。

### (経費)

第14条 本会の経費は、事業に伴う収入、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

### (事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (規約の変更)

第16条 本規約の変更は、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

本規約は平成26年2月22日より施行する。